

公共下水道を利用している工場・事業場のみなさまへ

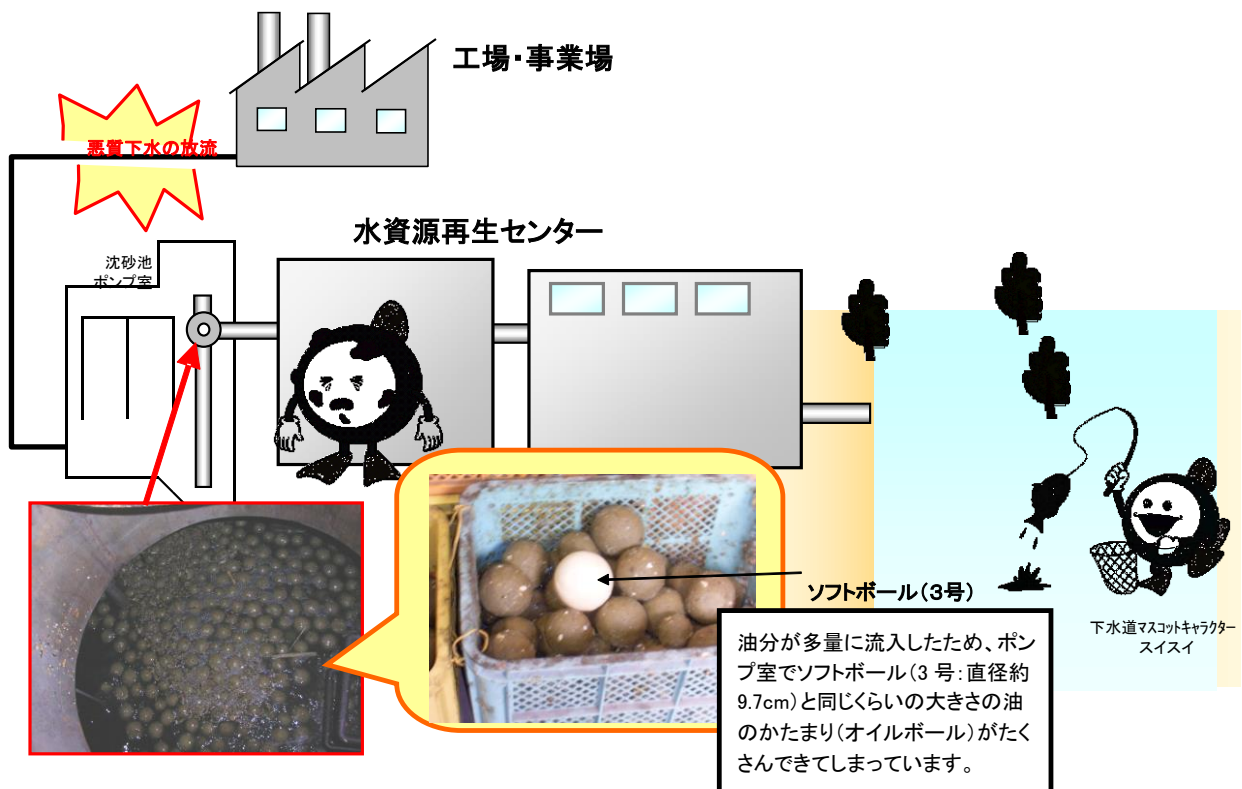
下水道にはどんな水でも流せる訳ではありません

水資源再生センターでの汚水の処理は微生物の働きを利用しています。そのため、多量の油分、重金属、農薬等の有害物質が下水道へ流されると、水資源再生センターに悪影響を与え、河川などの環境を汚染してしまうおそれがあります。

このようなことから、「下水道法」や「大分市公共下水道条例」では、下水道に排水を流す場合の水質基準(下水排除基準)を定めています。

下水道にとって障害となる物質は、工場・事業場で前もって取り除かなければなりません。

昨今、多量の油分が処理場に流れ込み、その処理に苦慮しています。



また、下水道へ悪影響を与える可能性のある物質が流入する事故等が発生した場合は、直ちに**応急の措置**を講じ、速やかに**事故の状況等**を大分市に**届け出てください**(特定事業場については、下水道法により事故時の措置が義務付けられています)。

お問い合わせ先 : 上下水道局 営業課 097-537-5641